

第41回規制改革会議終了後記者会見録

1. 日時：平成27年1月28日（水）17:28～18:01
2. 場所：中央合同庁舎第4号館6階共用620会議室

○司会 それでは、皆さん大体おそろいと思いますので、これから第41回規制改革会議の岡議長によりまず記者会見を始めたいと思います。

まず冒頭、議長より御発言いただきまして、その後、質疑応答ということで進めてまいります。

それでは、よろしく願いいたします。

○岡議長 皆さん、こんばんは。

第41回規制改革会議の報告をさせていただきます。本日は盛りだくさんで、7つの議題がございました。まず、各議題についてさっと触れたいと思います。

最初の議題の「多様な働き方を実現する規制改革」については、これまで、いろいろな分野の方をお呼びして、御説明をお聴きし、意見交換を行ってまいりましたが、本日もそのパターンでお二人からお話を聴きました。

お一人は、ニッセイ基礎研究所生活研究部主任研究員の松浦民恵様で、多様な働き方というテーマについて、企業、特に大企業を見てみると、人事部が改革されなければ、多様な働き方の実現は困難ではないかということがポイントだったと思います。

お二人目は、グローバル産業雇用総合研究所所長の小林良暢様でした。この方は元電機労連、それと連合にも8年ほど携わったことのある方で、労働側から見ても多様な働き方を変えていかなければいけないというお話がありました。

いわゆる春闘の歴史のお話もありましたが、時代の変化の中でこのような労使の問題に関しても、安倍政権になって政労使という枠組みの中でいろいろな議論が進んでいることについては、大変よろしいのではないかと。さらにそれを充実していく必要があるかもしれない。また、大企業だけではなく中小企業、あるいは正規だけではなく非正規まで考えていくと、今の労政審のようなところの議論だけで全てカバーできるのか。もっとメンバーを多様化していく必要もあるのではないかと、ということもおっしゃっておられました。

議題の2つ目は「雇用ワーキング・グループからの報告」でございます。

本日、議論いたしまして、「雇用仲介事業の規制の再構築」に関する意見という形で会議としての意見がまとまりました。中身については、後ほど、必要に応じて、本件を進めてきた事務局の三浦参事官にも、皆さんからの質問にお答えいただきたいと思います。

私自身のコメントを申し上げますと、このテーマは、正に、世の中の変化で雇用市場あるいは労働市場の流動化が進んで、いろいろな形で、働く場所を固定することなく、個人の能力が発揮できる場所へ移動しやすくする。これは安倍政権のテーマでもありますけ

れども、そういう考え方に一致したというか、同じ方向を向いているテーマでありまして、産業競争力会議の中でもこのテーマの議論をするときに、職業訓練も含めて「キャリアアップ」という言葉がよく出てきますが、今日、我々がまとめたこの意見の中で、もう一つ重要なことは、労働市場の流動化と言いますか、個人の立場からすれば、より自分の活躍したいところへ就くきっかけになる、いわゆるマッチング機能を高めるという形で大変意義のあるテーマなのかなと思います。

もう一つ、この分野の法制度は制定後60年来変わらず、長い間、全てが書面方式、対面方式でやってきたのですが、今日的な変化として、いろいろな分野においてICTの利活用が叫ばれております。今日の我々の取りまとめたマッチングのところでも、IT化に伴う改革が必要なのだろうと思います。このような形で、マッチング機能を高めることによって、一人一人の活躍の場がより広がっていく。いろいろな活躍の仕方が広まっていく。これは、さらに地方創生という今の政権が掲げている課題にも貢献する分野があるのではないかと考えております。

3つ目の議題は「地域活性化に寄与する規制改革」ということでございます。このテーマにつきましては、地域活性化ワーキング・グループを立ち上げ、基本的にはそこで検討していただくことになっているわけではありますが、項目によっては、本会議で取り上げて議論を深めたらより効果的だというものがあれば、そうしましょうということが以前の会議で決定しているわけではありますが、本日は、地域活性化ワーキング・グループで取り上げた項目の中の2つの項目を本会議で取り上げることを決定いたしました。

ひとつは「着地型観光を促進するための旅行業の見直し」、もうひとつは「建設業許可基準の見直し」ということで、この2つとも地域活性化、地方創生に大変重要な項目でございます。今後、本会議で議論を深めてまいりたいと考えております。

議題4の「規制改革実施計画の今期におけるフォローアップ」につきましては、平成25年6月14日及び平成26年6月24日の閣議決定におきまして、それぞれ規制改革実施計画ができておりますが、私どもとしては、この全ての項目について、しっかりとフォローアップしていこうと考えております。

資料4に記載のとおり、まず、各省庁に実施状況等々の報告を求め、それぞれの項目が、今、どういう状況になっているかを「措置状況の区分」という形で分類して、内閣府（規制改革推進室）から関係するワーキング・グループに報告させるということでございます。

もう一つ、重点的フォローアップにつきましては、今、申し上げたことにとどまらず、それぞれの項目について、私ども規制改革会議として評価をしようということで、資料4の2ページのとおり、評価区分を「解決済み」「要フォロー継続」「要改善」という3つに分けて評価をしていこうということでございます。

我々としては、実施計画で決められた規制改革は、たとえ時間が掛かっても、改革の趣旨に沿った形で実施されていくことを求めていくスタンスでおりますが、もし「要改善」という評価になったものにつきましては、この6月に我々が取りまとめる答申の中に新規

案件としてまた織り込むことにしております。その場合、それが閣議決定されて実施計画になっていくわけでございますが、要するに「要改善」の項目については、もう一度取り上げますということで、私どもとしては粘り強くフォローアップしていきたいと考えております。スケジュールは資料記載のとおり、最終的には、この6月に取りまとめる答申の中あるいは報告の中に入れておくということでございます。

議題の5番目は「規制改革ホットライン」でございます。これも資料5-1のとおり、ホットラインを開設してから今日まで3,381件の御要望を受け付けております。そのうち、私どもで整理整頓して所管省庁に提示したものが1,608件。この1,608件のうち回答をいただいているものが1,497件。1,497件の内訳は脚注の3に書いてあるとおりでございます。

規制改革ホットラインに寄せられた案件についても、しっかりとフォローアップしていくということで、資料5-2のとおり、昨年9月から年末までに所管省庁からいただいた回答151件のうち、さらに精査・検討が必要であると認めた35件については、それぞれの分野のワーキング・グループで精査していくことになっております。

議題の6は「公開ディスカッションについて」であります。

これも御説明してきましたが、2月、3月と2回の公開ディスカッションを行います。

2月については「多様な働き方」というテーマで確定しておりますが、二回目の3月につきましては、前回、地域活性化に関わる地域の空きキャパシティの利用に関する規制をテーマにするということに加え、もう一つ追加テーマを検討中であるところまで御報告しておりましたけれども、本日の会議で2つ目の追加テーマが確定しました。

「医薬分業における規制の見直し」でございます。これまで政策的に進められてきた医薬分業に関し、現状、いろいろな課題があるのではないかとという中で、私どもが受け止めているところとしては、一つは「患者の利便性」という問題。これは病院と薬局が物理的に離れていなければいけないということで、私も経験がありますが、処方箋をもらってとことこ歩いて、道を1つ隔てた薬局へ行ってそこで薬をもらわなければならない、あるいはフェンス1つ隔てたところに薬局があるとか、「患者の利便性」という切り口から、この辺のところを一度見直したらどうだろうかという問題。

もう一つは、薬局で薬をもらうときに我々が負担する金額と、そこでそれに見合ったサービスをしていただいているのかどうかということ、あるいは医薬分業の効果が出ているのかどうか、という角度から一度議論をしてみたらどうかということでございます。

本件につきまして、もう少し突っ込んだ御質問があれば、本件を担当している大熊参事官から御回答させていただく場合があるかもしれません。

最後の議題7が「規制レビュー」でございます。これにつきましては、以前から皆様に御報告しておりますように、私どもとしては、規制を所管している省庁に主体的、自発的、積極的に規制改革を進めていただくことが一番望ましいという考え方に立っております。それをさらに促進していくために、「規制シート」というものを所管省庁に作成してもらおうということにしたわけでございます。これは前期の実施計画の中に記載されているこ

とを今期実施することになったわけでありませう。

お手元の資料7は、規制改革ホットラインに寄せられた案件に対して、それを所管する省庁から回答をいただいたけれども、我々がまだ十分でないと思った12項目について、担当省庁に規制シートを作成してもらって出てきたものでございませう。今回は、ホットライン絡みのところを先行して出していただいたものでございませうので、ある意味では「規制シート第1号」とお考えいただいたらよろしいと思ひませう。

この後、もっと数が多くなるわけですけれども、平成27年度に見直し時期が到来する規制の中から、いわゆる課長通達に対象を絞ら込んだものを規制シートとして各省庁から提出してもらふことを考えておひませう。

先ほどご説明しましたように、所管省庁が積極的・主体的に規制改革に取り組んでいただきたい。それを促進するための規制シートであるということにございませうので、私どもは、大変積極的に規制改革に取り組んでいると思われる案件、あるいは担当省庁については、それを評価して、公表していきたいと考えておひませう。その評価の仕方あるいは公表の仕方についてはこれからさらに詰めてまいりますけれども、そういう方向でやりたいという考え方については、今日の会議の中のコンセンサスとしてできあがっております。

私の冒頭の説明は以上でございませう。これから皆様方の御質問にお答えいたしますのでよろしくお願ひいたします。

どうでしょうか。

どうぞ。

○記者 資料2の雇用仲介事業の意見(案)についてお伺ひしたいのですが、今回この意見を取りまとめられて、6月にまた実施計画ということでまとめられると思うのですが、それに向けてもう少し具体的な規制改革項目として議論をしていくという方向でよろしいのかどうか。

あと、今日、取り組むべき項目を幾つか挙げていただいておりますが、特に後ろにポンチ絵が載っている3つのことについては、規制改革会議としても重点的に取り組んでいかれたいことなのかなと思うのですが、これから議論するというのを踏まえて、そういったことは理解した上でなののですが、今、これの実現可能性はどの程度あるものなのかも教えていただければと思ひませう。

○岡議長 後段のところは私がお答えしますが、前段のところを三浦参事官から。

○三浦参事官 今回の意見はむしろかなり具体的な提言をまとめていただいたと事務局としては理解しております。ただ、これだけで全て終わっているのかというと、さらに追加されていく課題も今後審議を進める中で出てくるということも事務局としては想定しているところではございませう。

6月の答申とか規制改革実施計画に向けては、むしろ今回会議としての意見を表明したところですので、これを政府としての合意事項というか、決定事項に我々としてなるべく担当省庁と議論を深めていくというステージにこれから入っていくのだと理解しております。

○岡議長 後段については、余り断定的なことは申し上げられませんが、私が先ほどの御説明で触れたように、今回の我々の意見は、いわゆるマッチング機能を高める。時代の変化の中でIT化に沿ったものを変えていこうということで、今の時代に合った要望であると思っています。やってみなければ分からないということはどうしてもついてきますが、私はこの我々の意見が実現する可能性は高いと思っています。

他はいかがでしょうか。

○記者 今の関連のところでお聞きしたいのですけれども、まず、事実確認ですが、今回「(案)」と付いているのは、今日の話合いの中で「(案)」は取れたということでしょうか。

○岡議長 結構です。

○記者 それから、過去にも6月に合わせて提言を会議の方でいろいろとまとめてやって、再興戦略にも反映されていますが、今回のこれは、例えば、一昨年10月に派遣法の関係で5項目追加提言という、これは私どもの言い方なので適しているかどうか分からないのですが、こちら去年の6月にも一部こういうことに触れられております。それに合わせて、この時期のタイミングでの追加提言という認識でよろしいのか。まず、そこを確認させてもらってから。

○三浦参事官 形式的に言えば、追加提言。実質的に言えば、去年の6月は大きな方向性の提言でした。今回の提言は具体的な改革の提言でございます。中身の違いとしてもある。先ほど御説明した具体的な中身についての実現をこれから働き掛けていく。そのために担当省庁とこれから協議を積み重ね、そして今年6月に先ほども御質問があった答申であるとか実施計画において結論を何らかの形で得ていくというのが、これからの活動になるかと思えます。

○記者 ありがとうございます。

これに付随して最後に1点だけ。取材の過程ですと、今年3月までには労政審の労働力需給調整部会の方で、いわゆる仲介の関係、これを有料職業紹介関係と向こうが言うかどうか分からないのですけれども、この関係で最低1回は話合いの着手に入りたいという意欲でありますが、そういうところも見て、どういう審議を期待されているか議長の方からコメントをもらえればと思います。

○岡議長 これも三浦さんからお願いしましょう。

○三浦参事官 とにかくこの会議のまとめていただいた委員の皆さんの思いとしては、ここで提言した意見を全て正面から受け止めて、きちんと議論をした上で結論を出していただきたいということだと思います。その結論の出される内容は、この意見に沿った内容になることを期待しているということだと思います。

○岡議長 今まで規制改革会議でいろいろな意見を出してきましたけれども、私どもとしては、この意見が会議としての正式な見解でございますから、これを関係省庁に伝えて、その関係省庁で行われる議論の中に十分反映されていくことを期待しているわけでありま

す。必要に応じて、本会議でやるかワーキング・グループでやるかは別にして、関係省庁との意見のやり取りを行うことも考えていこうと思っております。

○記者 せっかくの会見ですので、もう一点だけ。これは労働側というだけではなくて、厚労省という側も、これをやるとなると職安法の改正が必要になる部分も一部出てくるかと思うのですが、この辺は結構ハードルが高そうに感じるのですが、それこそハードルが高いなどと言っているようでは駄目だという認識でよろしいでしょうか。

○岡議長 おっしゃるとおりでございまして、私どもは、他にもハードルの高いものにたくさん取り組んでいますけれども、マッチング機能を高めるという我々の狙い、それと時代の変化に合った制度にしていくということについては、ハードルが高い高くないに関係なく、変えていかなければいけないだろうという強い思いでやっておりますので、担当省庁においても、制度の作り方などのところで多少の意見の違いが生じるかもしれませんが、マッチング機能を高めること、IT化に見合った改革をしていくということについては、そんなに反対はないのではないかと考えております。

○記者 ありがとうございます。

○岡議長 どうぞ。

○記者 雇用仲介なのですが、三浦さんで結構ですが、初歩的かつ不勉強で恐縮なのですが、三浦さんが名付けたと思われる「『一事業者主義』の撤廃」のところなのですが、冒頭のところで「現行の法解釈では」と書いてあるのですが、この「一事業者主義」の撤廃に限って言うと、やはり幾つか法制度を変えなければいけないということになるのですか。解釈だけでいけてしまうのですか。

○三浦参事官 私も法制度の専門家ではないので断定的なことは申し上げられないのですが、現行の解釈が業務運営要領でされているので、業務運営要領を変えればできてしまう可能性は確かにあるかと思えます。

ただし、制度論になってしまって恐縮なのですが、この問題というのは、そもそも何が法律上のあっせんに当たるのか。定義とか範囲の問題とも関係するのだと。今、業務運営要領で決めているものは、あっせんとは何ぞやということを経営要領でこう書いてあるのです。つまり、あっせんというものは、求人する側の企業と求職する側の人の間に入って両側の人を結び付けるのだから、当然、1つの事業者がやるのですということが解釈として書かれてあるがために、職業紹介は1つの事業者がやるものだという規制になっている。実はこういう関係があるのです。

なので、別の項目のところにも、4ページの(2)の①のところで「IT化を契機とした」となっていますが、職業紹介とは一体何ぞやという定義と規制の範囲を明確化すべきだという話は、実は職業安定法に定められている職業紹介というものの根本を見直す話につながるもので、これとも関係性がすごく深いとも言えます。

ですので、この会議の提言に沿ったような形で根本的な見直しをもしきちんとして、結論を出していただけるのなら、当然①の「一事業者主義」もそういったところで結論が

出されてくるという意味で法改正につながるものだとさせていただく必要があると思っております。

○記者 さらに細かくてすみません。この文章の中で、あっせんという言葉、雇用仲介という言葉、職業紹介という言葉が出てくるのですが、これは意識的に使い分けているのですか。そうではないのですか。

○三浦参事官 ありがとうございます。鋭い御質問で、実はそういったことがよく定義がはっきりしていないことの裏返しなのかもしれません。時にはあっせんという言葉を使ったり、時には職業紹介という言葉を使ったり。ただ、現行の業務運営要領だとか、法律上における言葉遣いには、それなりに行政側での区分を付けた使い分けをしていますし、できるだけ私たちも間違ったことは意見書に書けないので、それに倣った形で意識して使い分けをしているところではありますが、では、その使い分けに何の意味があるのかというと、大変疑問を持ちながら使い分けをしているということです。

一方で、雇用仲介だけについては、「一事業者主義」と同じように私たちが勝手につくった造語でございます。ただ、原点になっているのは、先ほども議長から御紹介があったILO条約では職業仲介所という言葉を使っています。この職業仲介所というのは、職業紹介であったり、派遣であったり、関連する人材サービスを包括した形で職業仲介所と定義している。国際条約ではそういった捉え方をしている。

我々は、今回、個別の規制の改革もさることながら、大きな問題意識として包括的に人材サービス関連法制の見直しをやっていただきたいという思いもあって、それをトータルに、一言で何と言おうか。有料職業紹介等という言い方を当初していたのですが、有料職業紹介等というのはいかにも役所的なので、何か良い言葉が見つからないかということで、定着するかどうか分かりませんが、雇用仲介事業という言葉をつくってみました。

意見書では資料2の頭のところに「注）」として小さい字で書いてあるのですがけれども、我々としては、ここに書いてありますように、職業紹介、派遣、委託募集、求人広告、そういうマッチングを担うサービスを指して「雇用仲介事業」と一旦呼ばせていただこうとさせていただいています。

○司会 他はもうございませんでしょうか。

それでは、記者会見をこれで終わりにさせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○岡議長 どうもありがとうございました。